



きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥も 家畜伝染病予防法の対象に！

「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について」の一部改正にともない、対象家畜にきじ、ダチョウ、ほろほろ鳥が追加されました。

(平成20年12月12日変更)

【改正の理由】

- ・ きじ、ダチョウ及びホロホロ鳥も鶏などと同じように高病原性鳥インフルエンザに対する感受性を持っています。
- ・ これらの鳥で発生すると養鶏農家等にも影響を及ぼすことから、対象家畜に追加指定されました。

【発生時の措置】

- ・ 発生した場合には鶏などと同様に殺処分命令や防疫措置が講じられます。

【今後の予定】

- ・ 死亡羽数の報告徴求(家伝法第52条)
- ・ モニタリング検査及び抗体検査の実施(家伝法第5条及び51条)



養鶏農家もダチョウ等飼養農家も

- 人・車両等による侵入防止・・・部外者の立入制限、出入り時の消毒
- 野鳥・野生動物の侵入防止・・・防鳥ネット設置と破損の修理
ネズミ等衛生害虫の駆除
- 鶏などの健康管理

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

